

省工ネ基準適合性判定手数料（建築物省工ネ法第11条、第12条関係）（令和8年4月1日）

①一戸建ての住宅

床面積（※1）の合計	金額（円）		
	仕様基準（※2）	仕様・計算併用法（※3）	標準計算法（※4）
200㎡未満のもの	19,400	27,700	38,300
200㎡以上のもの	20,900	30,600	42,800

②共同住宅等（建築物全体）

床面積の合計	金額（円）		
	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
300㎡未満のもの	36,700	55,400	77,300
300㎡以上2,000㎡未満のもの	63,800	93,400	128,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	115,000	162,000	219,000
5,000㎡以上のもの	174,000	238,000	314,000

※建築物全体の申請で共用部分を計算しない場合は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計

③ 非住宅建築物（建築物全体）

床面積の合計	金額（円）			
	工場等（※5）		工場等以外	
	モデル建物法（※6）	標準入力法等（※7）	モデル建物法	標準入力法等
300㎡未満のもの	20,400	24,800	94,900	248,000
300㎡以上1,000㎡未満のもの	30,200	35,300	126,000	326,000
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	43,000	49,100	166,000	422,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	109,000	116,000	270,000	602,000
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	164,000	172,000	354,000	742,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,000	213,000	424,000	878,000
25,000㎡以上のもの	252,000	263,000	498,000	1,000,000

④ 複合建築物（建築物全体、住宅全体、非住宅全体）： ②+③

- ・増改築を行う場合は、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。（既存部分の床面積は対象外）
- ・計画変更の適合性判定手数料は、新規申請の手数を基本とし、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請申請の額の2分の1に相当する額。

※1 床面積…新築、増築又は改築する住宅部分若しくは非住宅部分の床面積

※2 仕様基準…「外皮」「一次エネルギー」の概算値と代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※3 仕様・計算併用法…外皮性能を仕様基準、一次エネルギー消費量を計算で評価（逆の組み合わせも可能）

※4 標準計算法…各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法

※5 工場等…建築基準法上の主たる用途が次のもの。

○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場

○倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※6 モデル建物法…採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※7 標準入力法等…各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法